

医薬発1016第1号  
令和6年10月16日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬局長  
( 公 印 省 略 )

「大麻取締法施行規則の全部を改正する省令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」の公布について

大麻取締法施行規則の全部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第140号）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第141号）については、本日別添のとおり公布されたところです。

これらの省令の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）第1条及び第3条の施行に伴い、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備を行うこととすること。

### 第2 改正の内容

#### 1 大麻取締法施行規則（昭和23年厚生省・農林省令第1号。以下「大麻法施行規則」という。）の全部改正

改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下「第1条改正後大麻草栽培規制法」という。）の施

行に伴い、省令委任されている事項等について以下のとおり定め、又は改正すること。

(1) 題名関係

改正法第1条の規定により大麻取締法の題名が大麻草の栽培の規制に関する法律に改正されたことに伴い、大麻法施行規則の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」に改めること。

(2) 大麻草採取栽培者免許の申請（大麻法施行規則第1条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者免許の申請は、大麻法施行規則別記第1号様式による申請書に、栽培地の区域を示す図面、事業計画書等の書類を添えて行うこととする。

(3) 大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者名簿に登録すべき事項（大麻法施行規則第3条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第6条第2項（第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大麻草採取栽培者名簿及び大麻草研究栽培者名簿に登録すべき事項は、栽培地の数、位置及び面積、栽培目的（大麻草研究栽培者にあつては研究目的）等とすること。

(4) 大麻草採取栽培者の年次報告（大麻法施行規則第4条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第9条の規定による大麻草採取栽培者の年次報告は、大麻法施行規則別記第2号様式により行うこととする。

(5) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の帳簿の記載事項（大麻法施行規則第5条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第10条第1項第4号の厚生労働省令で定める事項は、大麻草採取栽培者が採取した大麻草の繊維の数量（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合にあつては、大麻草研究栽培者が研究のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日）とすること。

(6) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者による大麻の廃棄方法（大麻法施行規則第6条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める方法は、焼却、埋却その他の大麻を回収することが困難な方法とすること。

(7) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の事故届（大麻法施行規則第7条及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の2第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。）の規定による滅

失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときの都道府県知事等への届出事項は、栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置、事故発生の状況等とすること。

- (8) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届（大麻法施行規則第8条第1項及び第2項並びに第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。以下(8)において同じ。）の規定による大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の免許の取消届は、大麻法施行規則別記第3号様式により行うこととすること。また、第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第1項の厚生労働省令で定める事項は、免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日等とすること。

- (9) 大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者の相続人等の届出等（第8条第3項から第5項まで及び第9条第2項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。以下(9)において同じ。）の規定による大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の相続人等の届出は、大麻法施行規則別記第4号様式により行うこととすること。また、第1条改正後大麻草栽培規制法第12条の4第3項の厚生労働省令で定める事項は、栽培地の所在地及び面積等とすること。さらに、相続人等が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならないこととすること。

- (10) 大麻草研究栽培者免許の申請（大麻法施行規則第9条第1項関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第1項の規定による大麻草研究栽培者免許の申請は、大麻法施行規則別記第1号様式による申請書に、栽培地の区域を示す図面、研究計画書等の書類を添えて行わなければならないこととすること。

- (11) 大麻草研究栽培者の報告（大麻法施行規則第10条関係）

第1条改正後大麻草栽培規制法第15条第1項の規定による大麻草研究栽培者の年次報告は、大麻法施行規則別記第5号様式により行うこととすること。また、同項の厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とすること。

- (12) その他所要の改正を行うこと。

## 2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「麻向法施行規則」という。）の一部改正

改正法第3条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「第3条改正後麻向法」という。）の施行に伴い、省令委任されている事項等について、以下のとおり改正すること。

(1) 廃棄の譲渡（麻向法施行規則第9条関係）

第3条改正後麻向法第24条第10項の規定により麻薬取扱者以外の者（大麻草栽培者を相続した者等）が麻薬を譲渡の許可を申請するときの申請事項として、譲渡しようとする麻薬の所在場所を追加すること。

(2) 廃棄の届出（麻向法施行規則第10条関係）

第3条改正後麻向法第29条の規定により麻薬取扱者以外の者（大麻草栽培者を相続した者等）が麻薬を廃棄するときの届出事項として、廃棄しようとする麻薬の所在場所を追加すること。

(3) 麻薬の譲受に係る情報通信の技術を利用する方法（麻向法施行規則第12条の2及び第12条の4関係）

第3条改正後麻向法第32条第2項及び改正法第3条の施行に伴い改正される麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第1条の2第1項の規定において、大麻草栽培者についても譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができるようになることに伴い、所要の改正を行うこと。

(4) その他所要の改正を行うこと。

3 その他の省令の一部改正

改正法第1条及び第3条の施行に伴い、以下の省令について所要の規定の整備を行うこと。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

所要の規定の整理を行うこと。

(2) 大麻取締法第二十二條の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成12年厚生省令第129号）

題名を改正するとともに、大麻草研究栽培者に係る厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任することとする。

(3) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

第1条改正後大麻草栽培規制法第10条（第1条改正後大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する場合を含む。）に基づき作成される帳簿について、書面の保存等に代えて電磁的記録の保存等を行うことができることとする。

- (4) 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）

所要の規定の整理を行うこと。

#### 4 施行期日等

これらの省令は、改正法の施行の日（令和6年12月12日）から施行すること。